

2 合併協議会の設置及び協議の経過

(1) 合併協議会の設置・届出

平成19年7月1日、真岡市・二宮町合併協議会準備会を設置し、3回の会議を開催するなど、法定の合併協議会設置に向け、準備作業や協議書の作成などを行った。

9月5日には二宮町議会で、9月25日には真岡市議会で、真岡市・二宮町合併協議会設置議案が議決され、同日協議会設置と協議会規約の告示を行い、9月28日、栃木県知事に対して合併協議会設置届出をした。

10月1日に、真岡市・二宮町合併協議会を設置し、同日第1回の協議会が開催され、協議会規約、各種規程、事業計画、予算、合併スケジュールなどのほか、合併の方式など基本4項目についての協議が行われた。

合併協議会の会長には福田武隼真岡市長が、副会長には藤田忠義二宮町長が就任した。合併協議会の発足式は同日に行い、会長と副会長が『真岡市・二宮町合併協議会』看板を掲げた。

合併協議会の組織は、真岡市長が会長、二宮町長が副会長に就き、協議会委員には両市町の議会から議長及び議員2名、副市町長、自治会、商工会議所、商工会、農業委員会、女性団体の代表がそれぞれ1名就任したほか、栃木県市町村課の職員が共通委員として就任した。また、協議会には副市長を幹事長とする幹事会を置き、さらに幹事会に9つの専門部会と30の分科会を置き、新市基本計画（合併市町村基本計画）の策定や事務事業の調整を行っていくこととした。

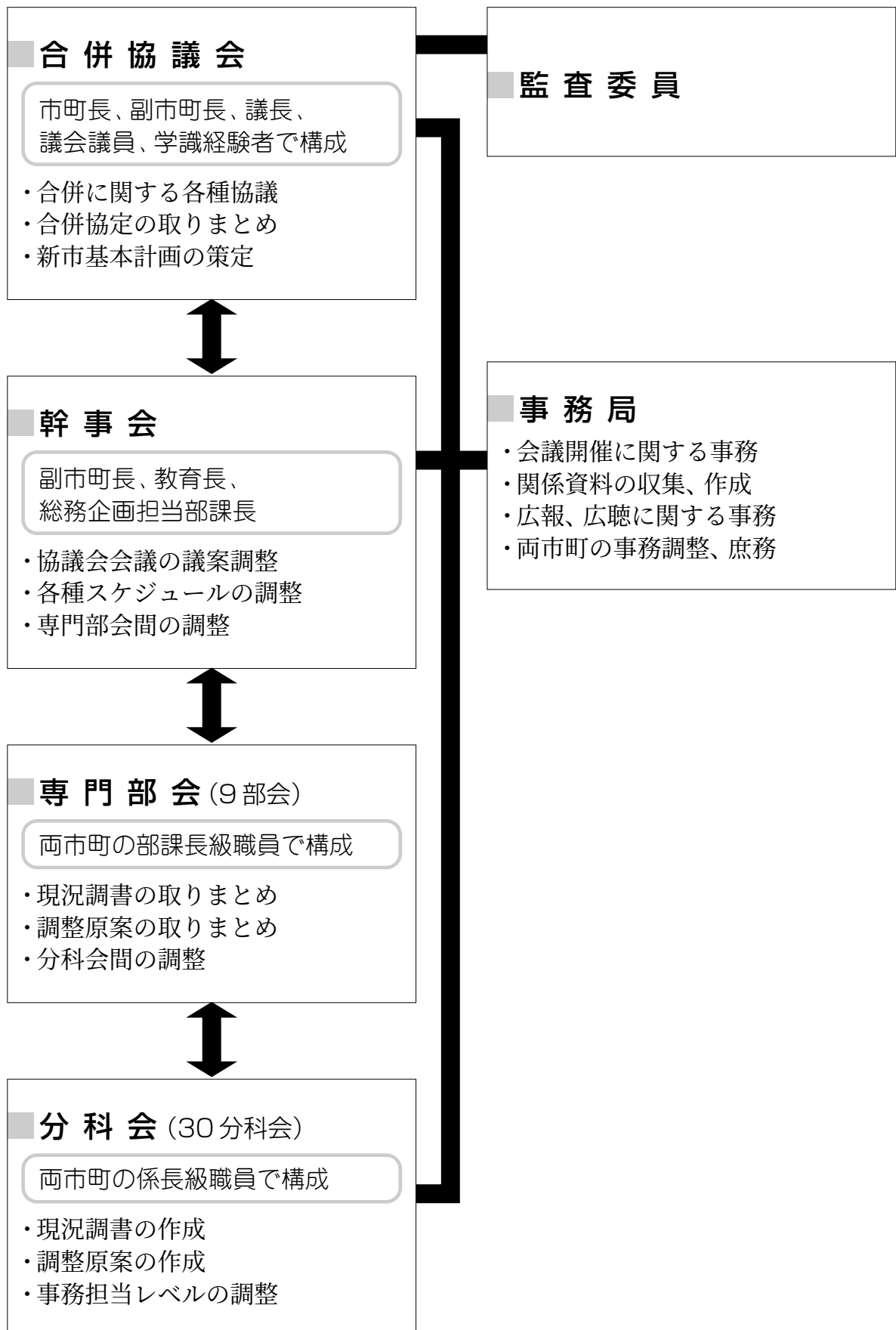
平成19年 7月 1日	真岡市・二宮町合併協議会準備会を設置
平成19年 7月 1日	準備会事務局職員 9 名を配置
平成19年 7月24日	第 1 回真岡市・二宮町合併協議会準備会
平成19年 7月16日	真岡市自治会連合会への合併説明会
平成19年 7月25日 ～ 8月10日	真岡市で合併に関する市民説明会を開催 市内中学校区ごとに 6 回開催 参加者数 延 390 人
平成19年 8月 1日	準備会職員 1 名増員
平成19年 8月 9日	第 2 回真岡市・二宮町合併協議会準備会
平成19年 8月10日	準備会事務局だより創刊
平成19年 9月 4日	第 3 回真岡市・二宮町合併協議会準備会
平成19年 9月 5日	二宮町議会で法定協議会設置議案を可決
平成19年 9月25日	真岡市市議会で法定協議会設置議案を可決
平成19年 9月25日	両市町で真岡市・二宮町合併協議会設置の告示
平成19年 9月25日	両市町で法定協議書を調印
平成19年 9月25日	準備会事務局だより第 2 号発行
平成19年 9月28日	両市町長、栃木県知事に合併協議会設置届出
平成19年10月 1日	真岡市・二宮町合併協議会を設置

■ 真岡市・二宮町合併協議会委員等名簿（敬称略）

（任期：平成19年10月1日～平成21年3月22日）

区 分		氏 名	役 職 等（ 当 時 ）	備考（任期）
合 併 協 議 会 委 員	会 長	福田 武隼	真岡市長	
	副 会 長	藤田 忠義	二宮町長	
	副 市 町 長	井田 隆一	真岡市副市長	
		齋藤 孝	二宮町副町長	
	議 長	西田 一之	真岡市議会議長	～20. 5.14
		古橋 修一	真岡市議会議長	20. 5.15～
		横田 忠知	二宮町議会議長	～20. 6. 2
		野沢 達	二宮町議会議長	20.6.3～20.12.4
		木代 宏	二宮町議会議長	20.12. 5～
	議 会 議 員	浅山 俊夫	真岡市議会議員	
		大滝 盛	真岡市議会議員	
		柴山 貞治	二宮町議会議員	
		佐藤 房治	二宮町議会議員	
	学 識 経 験 者	佐藤 良夫	真岡市自治会連合会会長	
		篠原 泉	真岡商工会議所副会頭	19.11.1から 真岡商工会議所会頭
		舘野福一郎	真岡市農業委員会会長	～20. 7.21
		小菅 保	真岡市農業委員会会長	20. 7.22～
		佐々木小夜子	真岡市女性団体連絡協議会会長	～20. 5.14
		宮田 和子	真岡市女性団体連絡協議会会長	20. 5.15～
		野澤 弘美	二宮町自治会連合会会長	
		柴 恵	二宮町商工会会長	
		小林 操	二宮町農業委員会会長職務代理者	
		柴 キヨ子	二宮町ありの会会長	
		山口 敏之	栃木県市町村課主幹	～20. 3.31
		小林 延年	栃木県市町村課主幹兼総括課長補佐	20. 4. 1～
	監査委員	魚住 昭義	真岡市代表監査委員	～20.10.18
		塚田 浩史	真岡市代表監査委員	20.10.19～
		木村 一夫	二宮町代表監査委員	

■ 合併協議会組織図



■ 掲載資料『合併協議会設置に関する協議書』

真岡市・二宮町合併協議会の設置に関する協議書

真岡市及び二宮町（以下「両市町」という。）は、真岡市・二宮町合併協議会を設置することについて、平成19年9月5日及び同年9月25日に開催された両市町の議会において議決を経たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき、両市町間で別紙規約のとおり協議した。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が記名押印の上、それぞれが1通を保有する。

平成19年9月25日

真岡市長 福田 武 隼

二宮町長 藤 田 忠 義

■ 真岡市・二宮町合併協議会の設置について（告示）〈文例は真岡市のもの〉

真岡市告示第85号

真岡市・二宮町合併協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき、真岡市及び二宮町の合併による新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、平成19年10月1日をもって真岡市・二宮町合併協議会を設置する。

平成19年9月25日

真岡市長 福田 武隼

■ 掲載資料 知事あて『合併協議会の設置について（届出）』

真企第47号
二総企第253号
平成19年9月28日

栃木県知事 福田 富一様

真岡市長 福田 武隼

二宮町長 藤田 忠義

真岡市・二宮町合併協議会の設置について（届出）

真岡市及び二宮町との合併に関する協議及び合併市町村基本計画の作成その他の協議を行うため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会を設置したので、地方自治法第252条の2第2項の規定により、別添の書類とともにお届けします。

添付書類

- 1 協議会設置理由書
- 2 協議会規約（写）
- 3 真岡市議会及び二宮町議会の関係議決書
- 4 真岡市議会及び二宮町議会の会議録
- 5 協議会設置の告示（写）
- 6 真岡市・二宮町合併協議会の設置に関する協議書

真岡市・二宮町合併協議会の設置理由書

真岡市及び二宮町との合併に関する協議及び合併市町村基本計画の作成その他合併に関し必要な事務を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき、真岡市・二宮町合併協議会を設置するものとする。

平成19年9月28日

真岡市長 福田 武隼

二宮町長 藤田 忠義

(2) 合併協議会の協議経過及び概要

【協議会経過】

平成19年10月1日、第1回真岡市・二宮町合併協議会を開催した。会議には、会長ほか協議会委員と監査委員全員が出席し、協議会規約、各種規程、事業計画、予算、合併スケジュールなどのほか、合併の方式など基本4項目についての協議が行われた。全部で報告事項3件、議決事項3件、協議事項7件の計13件の案件について確認と協議が行われ、すべての案件が全会一致で確認、決定された。

11月13日開催の第2回協議会では、議会議員や農業委員会委員の定数、任期の取扱い、特別職、一般職の身分の取扱い、財産処分など合併新法に規定される項目など協定項目6件の協議が行われ、すべて全会一致で決定された。

12月26日開催の第3回協議会では、平成19年度補正予算の議決事項1件と行政区の取扱いや生活保護事業、通学区域や学校名などの協議事項10件の協議が行われ、すべて全会一致で決定された。

平成20年1月16日開催の第4回協議会では、合併の期日や地方税の取扱い、事務組織及び機構の取扱い、公共的団体、附属機関などのほか、新市基本計画の素案などの協議事項15件の協議が行われ、すべて全会一致で決定された。

2月13日開催の第5回協議会では、使用料、手数料等の取扱いや補助金・交付金の取扱い、窓口業務、国民健康保険、介護保険事業、町名、字名の取扱い、新市基本計画などの協議事項14件と「合併に関する住民説明会の開催」の報告事項1件の協議が行われた。

3月26日開催の第6回協議会では、平成20年度協議会事業計画及び歳入歳出予算の議決事項2件と消防団の取扱いや電算システム事業、社会教育事業などの協議事項7件の協議が行われた。

合併協定項目54のうち、新市基本計画を除いた全ての協定項目の調整方針が決定された。

3月13日から25日までの期間、延べ9回合併に関する住民説明会を両市町で開催し、新市基本計画素案の概要説明及び合併協議の経過報告を行った。なお参加者数は全体で377名であった。

4月25日開催の第7回協議会では、3月に実施した合併に関する住民説明会などの報告事項3件と「新市基本計画」の協議事項1件について協議が行われた。

6月25日開催の第8回協議会では、協定項目以外の事務事業調整結果報告などの報告事項2件と「新市基本計画」の協議事項1件について協議が行われた。

7月16日開催の第9回協議会では、平成19年度協議会歳入歳出決算の議決事項1件と協定項目以外の事務事業調整結果報告の報告事項1件、「新市基本計画」、合併協定書(案)の協議事項2件について協議が行われた。

新市の将来像やまちづくりの基本方針を定めた「新市基本計画」が決定し、合併協定書の確認が行われるとともに、予定されていた54項目の合併協定項目は、すべて協議が終了した。

8月6日に合併協定調印式を行った。

8月27日開催の第10回協議会では、協定項目以外の事務事業調整結果報告や今後の合併スケジュールなどの報告事項4件について協議が行われた。

9月の両市町の議会に合併関係の議案を提出、9月11日に二宮町議会で可決され、9月24日に真岡市議会で可決された。

9月24日付、議会議員の定数及び任期及び農業委員会委員の任期についての協議内容を告示するとともに、廃置分合に関する栃木県知事への申請書を作成し、提出した。

10月22日開催の第11回協議会では、協定項目に関する事務事業の調整又は再編結果などの報告が行われた。

11月20日開催の第12回協議会では、協定項目に関する事務事業の調整又は再編結果などの報告が行われた。

平成21年2月17日開催の第13回協議会では、協定項目に関する事務事業の調整又は再編結果など5件の事項について報告が行われた。

すべての協議を終え、合併期日の前日である平成21年3月22日をもって解散した。

【協議会概要】

第1回

真岡市・二宮町合併協議会

平成19年10月 1日
(真岡市青年女性会館)

◎ 報告事項

報告第1号 真岡市・二宮町合併協議会の設置について

協議会規約や規約に基づく両市町長の協議結果などが報告された。

報告第2号 真岡市・二宮町合併協議会の諸規程について

今後の協議会運営に必要な幹事会規程や事務局規程などが報告された。

報告第3号 真岡市・二宮町合併協議会委員等の公務災害補償について

協議会委員や監査委員が、協議会活動中に不慮の災害により傷害などを負った場合、協議会がその補償を行うことが報告された。

◎ 議決事項

議案第1号 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会事業計画について

平成19年度の協議会の事業計画が原案のとおり決定された。

なお、主な事業計画は次のとおり。

合併協議会の開催

- ① 合併協定項目に関する協議
- ② 新市基本計画に関する協議
- ③ その他合併に関する協議

広報広聴活動

- ④ 住民説明会の開催
- ⑤ 協議会だよりの発行
- ⑥ ホームページによる情報提供

議案第2号 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出予算について

平成19年度の協議会歳入歳出予算が原案のとおり決定された。

歳入、歳出の金額は1,700万円となった。

議案第3号 真岡市・二宮町合併協議会会議運営規程について

会議は原則公開、議事は全会一致を原則とするなど、会議の公開や公平かつ公正な協議の推進を基本方針とした会議運営規程が原案のとおり決定された。

◎ 協議事項

協議第1号 合併協定項目及び合併協定項目調整方針について

協議会で協議、決定する合併協定項目、新市における魅力あるまちづくりを通じた住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとするなどの調整方針が原案のとおり決定された。

協議第2号 新市基本計画の策定方針について

新市基本計画（合併市町村基本計画）は、新市のマスタープランとなるもので、真岡市と二宮町を一体的に捉え、現状と課題を踏まえ、将来を見据えた長期的な視野に立つものとするなどの策定方針が原案のとおり決定された。

協議第3号 真岡市・二宮町合併協議会スケジュールについて

平成21年3月までの協議会のスケジュールの概略が原案のとおり決定された。

協議第4号 合併の方式について

「芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する編入合併とする」ことが全会一致で決定された。

協議第5号 合併の期日について

「合併の期日は、平成21年3月を目途として、協議会において協議して定める日とする」ことが全会一致で決定された。具体的な合併の期日については、今後の協議会で協議、決定していくこととされた。

協議第6号 新市の名称について

「新市の名称は、真岡市とする」ことが全会一致で決定された。

協議第7号 新市の事務所の位置について

「新市の事務所の位置は、真岡市荒町5191番地（現在の真岡市役所）とする」ことが全会一致で決定された。

解説 《新市基本計画について》

「新市基本計画」は「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条に基づき、真岡市と二宮町が合併を通じて新しいまちづくりを進めていくための基本方針を定めるものです。また、基本方針を実現するための主要施策を展開することにより、合併後の新市の速やかな一体化を促進するとともに、地域の近郊ある発展と住民福祉の向上を目指します。

本計画は、合併年度及びこれに続く10カ年度について定めるものとします。

平成20年度（2008年度）～平成30年度（2018年度）

平成19年11月 6日 真岡市・二宮町合併協議会第1回幹事会開催

第2回**真岡市・二宮町合併協議会**

平成19年11月13日
(二宮町民会館)

◎ 協議事項**協議第8号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて**

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村のすべての議員は身分を失うことが原則となる。しかし、編入される市町村の住民の意見を新市の行政に適切に反映させるため、合併後一定の期間に限り、議員の定数や任期に関する特例措置が市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）（以下、特別な場合を除き「合併新法」といいます。）に定められている。その特例を適用するかについて協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び第3項の規定により、真岡市の議員の残任期間に相当する期間に限り、真岡市の議員の定数22人に、二宮町の区域に設けられる選挙区の議会の議員の定数6人を加え28人とする。

合併後最初に行われる一般選挙における議会の議員の定数については、28人以内で新市において決定する。

- 2 議員の報酬、期末手当及び政務調査費については、真岡市の制度に統一する。

協議第9号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村のすべての委員は身分を失うことが原則となる。しかし、委員の定数や任期に関する特例措置が合併新法に定められている。その特例を適用するかについて協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 二宮町の農業委員会は、真岡市の農業委員会に統合する。
- 2 二宮町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定により、真岡市農業委員会の委員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。
- 3 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙による委員の定数、選挙区及び選挙区ごとの定数については、新市において決定する。
- 4 委員の報酬については、真岡市の制度に統一する。

協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村のすべての一般職の職員は身分を失うことになる。しかし、合併新法により「引き続き新市の職員として身分を保有するよう措置しなければならない」と定められている。新市における一般職の職員の任免や給与、身分の取扱いに関して協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 二宮町の一般職の職員は、すべて真岡市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3 職員の職名及び任用要件については、真岡市の制度によるものとし、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から必要に応じて調整し統一を図る。
- 4 職員の給与については、真岡市の制度によるものとし、職員の処遇及び給与の適正化の観点から必要に応じて調整し統一を図る。

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村のすべての特別職は身分を失うことになる。しかし、新市においても引き続き設置する必要がある特別職の取扱いについて協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 常勤特別職（教育長を含む）、議会議員及び各種行政委員会委員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。
二宮町の常勤特別職（教育長を含む）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員、農業委員会委員については、別に協議するものとする。

2 その他の非常勤特別職については、次のとおりとする。

二宮町のその他の非常勤特別職については、基本的には失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、真岡市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。

協議第12号 財産の取扱いについて

財産の取扱いについては、編入される市町村が持っていた財産や債務などは新市に引継ぐことが原則となる。両市町が所有する財産に関して協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

二宮町の所有する財産は、すべて真岡市に引き継ぐものとする。

協議第13号 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについては、編入合併の場合、編入される市町村の条例、規則等は、原則として失効し、基本的には編入する市町村の条例、規則等が適用される。合併に伴う条例、規則等の見直しについて協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

条例、規則等の取扱いについては、真岡市の条例、規則等を適用するものとする。

ただし、各事務事業の調整内容と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて新規制定、一部改正等を行うものとする。

平成19年11月29日 真岡市・二宮町合併協議会第2回幹事会開催

平成19年12月19日 真岡市・二宮町合併協議会第3回幹事会開催

第3回

真岡市・二宮町合併協議会

平成19年12月26日
(真岡市青年女性会館)

◎ 議決事項

議案第4号 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会補正予算について

平成19年度歳入歳出予算については、第1回協議会において、歳入歳出それぞれ1,700万円と決定したが、情報化システム統合に関する調査を実施する必要性が生じたため、歳入歳出それぞれ373万円を追加することとした。

協議の結果、平成19年度補正予算が原案のとおり決定され、歳入、歳出の金額は2,073万円となった。

◎ 協議事項

協議第14号 慣行の取扱いについて

慣行とは、“慣わしとして行われてきたこと”を意味するが、合併協議においては、市町章や憲章、歌、花・鳥・木、各種宣言、名誉市町民を指す。

慣行の取扱いについては、新市の市章や市民憲章などを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 市章については、真岡市の市章を用いる。
- 2 市民憲章については、真岡市の市民憲章を用いる。

- 3 市歌については、真岡市の真岡市民のうた・真岡音頭を用いる。
二宮町ふるさと賛歌「桜まち 夢のまち」については、二宮地区の愛唱歌として伝承していく。
- 4 市の花・鳥・木については、真岡市の花・鳥・木を用いる。
- 5 各種宣言については、真岡市の宣言を用いる。
- 6 名誉市民については、真岡市の制度に統一する。
合併前の二宮町名誉町民については、二宮地区のものとして永く伝えていく。

協議第15号 行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについては、行政と地域とのパイプ役として、重要な役割を果たしている区長、自治会長などの組織や担当区域などを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

行政区の取扱いについては、真岡市は現行のとおりとし、二宮町の自治会（区）については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。

協議第16号 国際交流事業について

国際交流事業については、現在、真岡市が行っている海外姉妹都市・海外友好都市との交流を、新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

海外姉妹都市・海外友好都市との交流については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第17号 広報広聴関係事業について

広報広聴関係事業については、「開かれた行政」や「住民の行政参加」を実現するため、現在、広報紙の発行やホームページの開設、市町長への手紙などを実施しているが、新市でどのように事業を実施するかなどを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 広報紙の発行については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 ホームページについては、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 市長への手紙については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 市長との話し合い事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

協議第18号 生活保護事業について

生活保護事業については、真岡市においては真岡市福祉事務所が、二宮町においては栃木県の芳賀福祉事務所がそれぞれ実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

二宮町的生活保護事業については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ真岡市の事務に統合する。

協議第19号 健康づくり事業について

健康づくり事業については、住民の健康の保持増進を図るため、訪問・相談事業などさまざまな事業を実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 各種訪問・相談事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 健康推進員活動事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。

- 3 健康増進施設真岡井頭温泉運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 健康21プランについては、合併時は真岡市の計画を基準に調整し、平成23年度中に改訂版を策定する。

協議第20号 商工、観光関係事業について

商工、観光関係事業については、中小企業をはじめとする商工業の振興、活性化や財源確保と雇用創出を目的とした優良企業の誘致、既存観光資源の有効活用や新たな観光資源の発掘など多様な事業を実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 商工業振興金融制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 商工補助制度については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
ただし、二宮町の商業活性化対策事業補助金については、新市において速やかに調整する。
- 3 商工業団体育成指導事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 商工振興拠点施設事業（駅前どんとこい広場）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 企業立地促進事業については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
- 6 企業誘致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、二宮町工場誘致審議会については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 インターチェンジ周辺開発事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 8 観光協会支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 観光イベント支援事業については、新市において速やかに再編する。
- 10 観光振興拠点施設事業（真岡市物産会館、真岡市真岡木綿会館）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第21号 勤労者、消費者関係事業について

勤労者、消費者関係事業については、勤労者の福利厚生の充実や消費生活に関するトラブルの相談、情報の提供、啓発講座などを実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 勤労者対策事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
ただし、真岡市勤労者研修交流施設井頭温泉チャットパレスについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 消費者関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、消費者行政推進協力員事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

協議第22号 市町立学校の通学区域、学校名について

市町立学校の通学区域、学校名については、現在の各学校の通学区域や学校名を、新市でどのような通学区域、学校名にするかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 市町立学校の通学区域、学校名については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 学校の統廃合に伴うスクールバスについては、現行のとおりとする。

協議第23号 学校教育事業について

学校教育事業については、次の世代を担う子どもたちの育成を図るため、英語指導助手の配置や国際交流事業、学校教育施設を利用した体験活動などを実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 奨学資金貸与制度については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 2 英語指導助手配置事業については、現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の制度に統一する。
- 3 国際交流事業については、現行のとおりとする。姉妹校末締結校については、真岡市の制度を基準に相互交流ができるように、新市において調整する。
- 4 幼稚園就園奨励事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 5 学校給食については、次のとおりとする。
 - (1) 学校給食の実施については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、月1回の弁当の日を設ける。
 - (2) 給食費負担額については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 6 学校教育施設事業については、次のとおりとする。
 - (1) 自然教育センター実施事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
 - (2) 科学教育センター実施事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 7 教育事務委託事業については、現行のとおりとし、委託方法等については、新市において関係市町と調整する。

平成20年 1月 9日 真岡市・二宮町合併協議会第4回幹事会開催

第4回

真岡市・二宮町合併協議会

平成20年 1月16日
(二宮町民会館)

◎ 協議事項

協議第5号の2 合併の期日について

合併の期日については、第1回協議会において、電算システムの稼動テストや移動データの入力、事務執行体制の整備など、スムーズに新市をスタートさせるための作業があり、これらの作業内容、工程を精査する必要があることから、「平成21年3月を目途として、合併協議会において協議して定める日とする」と決定していたが、各作業の調査結果に基づき、具体的な合併の期日（新市の発足日）を協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

合併の期日は、平成21年3月23日（月）とする。

協議第24号 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、個人市町民税や法人市町民税、固定資産税、軽自動車税などの税率、納期、減免措置などを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 個人市民税については、現行のとおりとする。
- 2 法人市民税については、合併時に真岡市の制度に統一する。

- 3 固定資産税については、現行のとおりとする。
- 4 軽自動車税については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 市たばこ税については、現行のとおりとする。
- 6 鉱産税については、現行のとおりとする。
- 7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- 8 都市計画税については、現行のとおりとする。
- 9 入湯税については、合併時に真岡市の制度を適用する。

協議第25号 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについては、新市の行政組織機構の基本方針について協議した。協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

新市の事務組織及び機構は、住民サービスの低下を招かぬよう十分配慮し、真岡市の制度を基準に再編する。

合併時に、現在の二宮町役場を地方自治法上の支所とする。

協議第26号 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについては、両市町で組織している真岡・二宮地区清掃事務組合や両市町とも加入している事務組合及び広域連合、公社、第3セクターをどのように取り扱うかを協議した。

- 1 一部事務組合等については、次のとおりとする。
 - (1) 両市町で組織しているもの

真岡・二宮地区清掃事務組合については、合併の前日に解散する。組合の業務及び財産については、新市に引き継ぐ。
 - (2) 両市町とも加入しているもの
 - ① 芳賀地区広域行政事務組合については、引き続き真岡市として加入する。二宮町は、合併の前日をもって脱退する。
 - ② 栃木県市町村総合事務組合について、栃木県市町村総合事務組合で処理している事務のうち、両市町が該当するものについては、引き続き真岡市として加入する。二宮町が該当するものについては、合併の前日をもって脱退する。
- 2 両市町が加入している広域連合（栃木県後期高齢者医療広域連合）については、引き続き真岡市として加入する。二宮町は、合併の前日をもって脱退する。
- 3 公社（真岡市農業公社、真岡市土地開発公社）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 第3セクター（真岡鐵道株式会社、もおか鬼怒公園開発株式会社、真岡ケーブルテレビ株式会社）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第27号 公共団体等の取扱いについて

公共的団体等とは、農業協同組合などの産業経済団体、老人ホームなどの厚生社会事業団体、婦人会などの文化事業団体など公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、法人でなくてもよいと定義されている。

公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性を確保するため、どのように団体の統合や調整などを行うかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

公共的団体等については、新市としての一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重し、各団体の理解と協力を得ながら、次のとおり調整に努める。

- 1 目的が同一又は類似している団体は、合併時まで統合するよう働きかける。
- 2 目的が同一又は類似している団体の中で統合に時間を要する団体は、合併後速やかに統合するよう働きかける。
- 3 すでに共通となっている団体については、現行のとおりとする。
- 4 独自の目的を持った団体については、その団体の判断に委ねる。

協議第28号 附属機関の取扱いについて

附属機関とは、法律や条例の規定によって設置される、委員会や審査会、審議会、調査会など調停、審査、諮問又は調査のための機関を指す。

附属機関の取扱いについては、新市でどのように附属機関を設置するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 附属機関の取扱いについては、原則として真岡市の附属機関に統一する。
なお、真岡市に設置されていない附属機関については、設置の必要性を検討し、合併時まで調整する。
- 2 他の協定項目において個別に協議された附属機関については、それぞれの調整方針による。

協議第29号 納税関係事業について

納税関係事業については、申告受付事務や前納報奨金制度、諸証明事務を新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 申告受付事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
受付会場は、合併時まで調整する。
- 2 前納報奨金については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 税務証明事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。

協議第30号 保健医療事業について

保健医療事業については、疾病の予防及び早期発見、早期治療のため、ライフサイクルの各段階に対応した各種の健康診査や妊産婦・こども医療費助成事業などを実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 予防接種事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 健康診査事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 乳幼児健康診査事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 医療費助成事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 不妊治療助成事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

協議第31号 障がい者福祉事業について

障がい者福祉事業については、障がい者が住み慣れた地域社会で、自立した社会人として平等に社会参加ができるよう在宅福祉サービスの提供や相談支援事業、福祉作業所などの充実を図っているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 障害者計画及び障害福祉計画については、次のとおりとする。
 - (1) 障害者計画については、合併時に真岡市の計画を基準に統合し、平成23年度に第2期計画を策定する。
 - (2) 障害福祉計画については、平成21年度を初年度とする第2期計画を平成20年度に策定する。
- 2 各種手当については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の特別障害者手当等については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。
 - (2) 精神障害者福祉手当については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (3) 特定疾患福祉手当については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 自立支援給付については、現行のとおりとする。
- 4 地域生活支援事業については、次のとおりとする。
 - (1) 日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業、移動支援事業及び日中一時支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 相談支援事業及びコミュニケーション支援事業については、現行のとおりとする。
- 5 心身障害児通園ホーム運営事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 重度心身障害者医療費助成事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

協議第32号 農林水産関係事業について

農林水産関係事業については、各基本計画に基づき、生産性の高い農業の実現や安全・安心で高品質な農産物の生産、効率的で安定的な農業経営の確立など、地域農業の振興を図るため、さまざまな事業を実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 農政関係基本計画については、次のとおりとする。
 - (1) 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の基本構想を基準に策定する。
 - (2) 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において平成23年度までに真岡市の計画を基準に策定する。
 - (3) 真岡市食育推進計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において平成22年度に見直す。
- 2 農業振興事業については、次のとおりとする。
 - (1) 農政連絡員については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 真岡市農業公社運営事業については、現行のとおりで新市に引き継ぐ。
 - (3) 農業振興施設については、現行のとおりで新市に引き継ぐ。
- 3 農業経営対策事業については、次のとおりとする。
 - (1) 農業経営対策推進事業については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 農業経営基盤強化資金利子助成事業及び農業近代化資金利子補給事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 農地保有合理化事業推進奨励費については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 4 園芸振興事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 5 畜産振興事業については、次のとおりとする。

- (1) 畜産防疫対策及び畜産公害対策事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
- (2) 畜産振興資金については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- (3) 配合飼料価格安定支援事業、乳用牛群検定推進事業及び優良種豚導入支援事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 6 米生産調整対策事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 7 土地改良事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市単独土地改良事業については、合併の翌年度から真岡市の制度を適用する。
 - (2) 県営土地改良事業、土地改良施設維持管理適正化事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (3) 土地改良区の支援については、現行のとおりとする。
なお、土地改良区については、速やかに統合するよう働きかける。
- 8 林務関係事業については、次のとおりとする。
 - (1) 地域森林整備計画は、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに真岡市の計画を基準に策定する。
 - (2) 松くい虫防除については、現行のとおりとする。
 - (3) 有害鳥獣駆除事業については、合併の翌年度から真岡市の制度に統一する。

協議第33号 建設関係事業について

建設関係事業については、道路や河川、公営住宅などの整備、維持管理、都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用と良好な市街地を形成する土地区画整理事業など、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 市町道の管理については、次のとおりとする。
 - (1) 市道及び町道は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし路線番号については新市全体で再編する。
 - (2) 市道及び町道の管理については、合併時は現行のとおりとし、段階的に調整する。
- 2 法定外公共物の管理については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに真岡市の制度に統一する。
- 3 道路整備事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 道路維持管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 公営住宅の管理については、次のとおりとする。
 - (1) 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 公営住宅の管理方法については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに真岡市の制度に統一する。
- 6 住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に速やかに見直す。
- 7 公営住宅ストック総合活用計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に速やかに見直す。
- 8 二宮遊水地利用計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、具体的な事業計画については、新市において検討する。
- 9 五行川桜づつみ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 10 河川の維持管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。

- 11 都市計画区域等に係る事項については、次のとおりとする。
 - (1) 都市計画区域等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 都市計画審議会については、真岡市の制度に統一する。
- 12 都市計画における基本計画については、次のとおりとする。
 - (1) 都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の計画を基準に策定する。
 - (2) 緑の基本計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において都市計画マスタープランに合わせて見直す。
 - (3) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおりとする。
- 13 都市公園、緑地等については、次のとおりとする。
 - (1) 都市公園、緑地等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - (2) 都市公園、緑地等の維持管理については、真岡市の制度を基準に統一する。
- 14 土地区画整理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第34号 上下水道事業について

上下水道事業については、現在実施している水道事業や公共下水道事業、農業集落排水事業を新市でどのように事業を実施するか、また、新市の水道料金や下水道使用料などを協議した。協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 水道事業及び会計については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の水道事業については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、合併後速やかに統合する。
 - (2) 二宮町の簡易水道事業については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、平成25年度までに水道事業に統合する。
 - (3) 二宮町の水道事業会計については、合併時に真岡市の制度に統合し、二宮町の簡易水道事業会計については、現行のとおり真岡市に引き継ぎ、平成25年度までに水道事業会計に統合する。
- 2 水道事業計画については、合併時は現行のとおりとし、平成25年度までに新しい計画を策定する。
- 3 水道料金については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の上水道料金については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (2) 二宮町の簡易水道料金については、合併時は現行のとおりとし、平成25年度までに上水道料金に統一する。
- 4 水道加入金については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 水道関係手数料については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 6 水道施設の維持管理については、合併時に真岡市の管理体制に統一する。
- 7 公共下水道事業計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において計画の見直しに合わせて策定する。
- 8 農業集落排水事業計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において計画の見直しに合わせて策定する。
- 9 地域再生計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに策定する。
- 10 公共下水道使用料については、合併時は現行のとおりとし、翌年度に真岡市の制度に統一する。

- 11 公共下水道受益者負担金については、現行のとおりとする。ただし、賦課・徴収方法については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 12 農業集落排水施設使用料については、合併時は現行のとおりとし、新市において検討する。
- 13 農業集落排水分担金については、現行のとおりとする。ただし、賦課・徴収方法については、合併時に真岡市の制度に統一する。なお、二宮東部処理区の分担金については平成21年度に決定する。
- 14 公共下水道・農業集落排水事業関係手数料については、現行のとおりとする。
- 15 公共下水道施設、農業集落排水施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、農業集落排水施設の維持管理については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに検討する。
- 16 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 17 農業集落排水事業補助金については、合併時に廃止する。
- 18 農業集落排水事業受益者分担金償還助成金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 19 農業集落排水管理組合補助金については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに検討する。

協議第35号 文化振興事業について

文化振興事業については、両市町でそれぞれ実施している文化祭や音楽祭、文化財の指定や保存、また、文化施設の管理運営など、新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 文化協会については、合併時に統合するよう働きかける。
- 2 文化祭・音楽祭については、新市において速やかに再編する。
- 3 指定文化財については、次のとおりとする。
 - (1) 二宮町の指定文化財については、合併時に新市に引き継ぐ。
 - (2) 新規文化財の指定については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 指定文化財の保存修理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 文化施設については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市民会館の管理運営については、現行のとおりとし、二宮町民会館については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 二宮尊徳資料館の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第36号 社会体育事業について

社会体育事業については、スポーツ施設の整備や学校体育施設の有効活用、スポーツ行事・スポーツ教室の開催、指導者やリーダーの育成などを実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 社会体育関係団体については、次のとおりとする。
 - (1) 体育協会については、合併時に統合するよう働きかける。
 - (2) スポーツ少年団については、合併時に統合するよう働きかける。
- 2 スポーツ大会等については、合併時まで真岡市の制度を基準に調整する。
- 3 スポーツ振興については、次のとおりとする。
 - (1) 体育指導委員会については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 少年スポーツ指導員については、合併時に真岡市の制度を基準に統合する。

- 4 学校開放事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 運動公園建設準備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第37号 新市基本計画について

新市基本計画とは、市町村の合併の特例等に関する法律第6条に基づく法定計画として、住民の意見をもとに、栃木県との協議結果などを反映させ、合併協議会が策定するものである。

第4回協議会では、新市基本計画素案の説明が行われ、今後、合併協議会委員や住民の意見を反映させることとして、継続協議となった。

新市基本計画素案では、新市の将来都市像（キャッチフレーズ）を「だれもがほっとできるまち 真岡 人・自然・産業が調和する安らぎと潤いの交流都市」とし、両市町が築いてきたまちづくりを融合することによって、人、自然、産業が調和する都市を目指し、「真岡に生まれ、育ち、学び、働き、本当に住んでよかった」と実感できる安らぎと潤いに満ちた新真岡市の実現を目指していく内容となる。

平成20年 2月 6日 真岡市・二宮町合併協議会第5回幹事会開催

第5回

真岡市・二宮町合併協議会

平成20年 2月13日
(真岡市青年女性会館)

◎ 協議事項

協議第38号 使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについては、行政財産を使用する場合や公の施設を利用する場合に使用料などを徴収し、住民票の写しや各種証明書を交付する場合に手数料を徴収しているが、両市町で差がある使用料、手数料等をどのように調整していくかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 使用料等については、次のとおりとする。
 - (1) 目的が同一又は類似する施設等については、原則として合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 二宮町独自の施設等については、住民負担に配慮しつつ、新市における一体性の確保及び負担公平の原則の観点から、真岡市の制度を基準に調整する。
 - (3) 他の協定項目において個別に協議された使用料等の取扱いについては、それぞれの調整方針による。
- 2 手数料については、原則として合併時に真岡市の制度に統一する。
ただし、他の協定項目において個別に協議された手数料の取扱いについては、それぞれの調整方針による。

協議第39号 補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについては、地域の振興・発展を図るための施策の一環で、各種団体に対する財政的な支援措置として、奨励的な補助、育成に関わる補助、あるいは、各種事業に対する補助を行っているが、補助金等の交付団体や対象事業について、両市町の伝統文化や社会的条件も異なっているため、必ずしも画一的ではなく、補助金の交付条件も、まちまちの状態であるため、どのように調整を行うかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

補助金、交付金等の取扱いについては、原則として真岡市の制度に統一する。

なお、二宮町独自の補助金、交付金等については、従来の実績を尊重しつつ、事業目的並びに公益的必要性、有効性及び公平性を総合的に判断し、新市全体の均衡を保つよう調整する。

ただし、他の協定項目において個別に協議された補助金、交付金等の取扱いについては、それぞれの調整方針による。

協議第40号 町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについては、現在の町名、字名を、合併時にどのような町名、字名にするかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

町名、字名の取扱いについては、真岡市は現行のとおりとし、二宮町においては、大字を削除した町名とする。

協議第41号 消防防災関係事業について

消防防災関係事業については、災害から住民の生命、身体、財産を守るため、防火水槽や消火栓の設置などさまざまな対策を実施していますが、新市でどのように対策を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 消防水利整備事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 防災行政無線については、合併時に真岡市の制度に統合する。ただし、二宮町の戸別受信機については、当面は現行のとおりとする。
なお、二宮町の固定系無線、移動系無線については、真岡市に引き継ぐ。
- 3 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに新たな計画を策定する。
- 4 災害対策本部については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 避難場所については、合併時は現行のとおりとし、新たに策定する地域防災計画において指定する。
- 6 災害時の相互応援協定については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 水防関連業務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
なお、水防計画については、新市において見直す。
- 8 自主防災組織については、合併時に真岡市の制度を適用する。

協議第42号 交通関係事業について

交通関係事業については、カーブミラーや赤色回転灯の設置などの交通事故防止や交通安全教育の啓発活動などを実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 交通安全施設の新設及び保守管理については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 交通指導員については、合併時に真岡市の制度に統合する。
- 3 違法駐車防止事業については、現行のとおりとする。
- 4 交通安全教育指導員については、合併時に真岡市の制度を基準に調整する。
- 5 真岡市幼児用補助装置購入費補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 交通少年団事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

協議第43号 窓口業務について

窓口業務については、戸籍の届出・受付や各種証明書の交付、時間外窓口などを、新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、次のとおり決定された。

- 1 窓口業務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 時間外窓口については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、閉庁日の受付窓口については、本庁において行う。
- 3 戸籍届出・受付事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、戸籍記載事務については、本庁において行う。
- 4 各証明書の交付については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、電話予約による住民票の写しの交付及び郵便請求による証明書の交付については、本庁において行う。
- 5 住民基本台帳ネットワークシステムについては、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 6 埋葬・火葬許可については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 7 印鑑登録事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。なお、二宮町で発行した印鑑登録証については、随時、新市の印鑑登録証に切り替えるものとする。
- 8 住民基本台帳閲覧については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、閲覧場所については本庁とする。
- 9 外国人登録事務については、現行のとおりとする。ただし、登録原票の保管は本庁とする。
- 10 自動車臨時運行許可事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。

協議第44号 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについては、人間ドック助成などの保健事業を新市でどのように実施するか、また、新市の国民健康保険税の税率や納期を協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 国民健康保険税については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 2 国民健康保険各種事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 国民健康保険運営協議会については、合併時に真岡市の制度に統一する。

協議第45号 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、要介護認定に関わる認定調査や認定審査会を新市でどのように実施するか、また、新市の介護保険料を協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 介護保険事業計画については、平成21年度を初年度とする第4期計画を平成20年度に策定する。
- 2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 3 認定調査については、合併時に真岡市の制度に統合する。
- 4 介護認定審査会については、合併時は真岡市の制度に統一し、翌年度から真岡市の制度を基準に再編する。

協議第46号 高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業については、誰もが住みなれた地域で、尊厳を持って安心して暮らせるよう、また、高齢者が自立性を保ちながら、生きがいのある充実した生活が送れるよう、各種在宅サービス事業や地域包括支援センター運営事業などさまざまな事業を実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 高齢者保健福祉計画については、平成21年度を初年度とする第4期計画を平成20年度に策定する。
- 2 敬老会事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 敬老祝金等事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 地域包括支援センター運営事業については、合併時に真岡市の制度を基準に統一する。地域包括支援センターは、新市において2か所設置する。
- 5 老人クラブ連合会支援事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 6 各種在宅サービス事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市のみで実施している事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 高齢者軽度生活支援事業、緊急通報システム事業、紙おむつ給付事業、ねたきり在宅者等介護手当支給事業及び老人福祉電話事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 高齢者デイサービス事業及び成年後見制度利用支援事業については、現行のとおりとする。
 - (4) 虚弱高齢者ショートステイ事業については、合併時に廃止する。
- 7 老人福祉センター管理運営事業については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市老人憩の家については、現行のとお市新市に引き継ぐ。
 - (2) 二宮町老人福祉センターについては、合併時までに調整する。
- 8 シルバー人材センター支援事業については、現行のとおりとする。
- 9 生活機能評価については、合併時に真岡市の制度に統一する。

協議第47号 児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業については、次世代の育成を推進するため、地域子育て支援センター運営や留守家庭児童対策事業などの子育て支援事業、出産準備手当や児童手当など生活の安定への支援、援護を必要とする子育て家庭への支援などさまざまな事業を実施し、また、愛情と思いやりに満ちた三つ子の魂の育成推進事業を実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 次世代育成支援対策行動計画については、合併時に真岡市の計画を基準に統合し、平成21年度に後期計画を策定する。
- 2 各種手当については、次のとおりとする。
 - (1) 出産準備手当については、合併時に真岡市の制度を適用する。
 - (2) 二宮町の児童扶養手当については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引継ぎ、真岡市の事務に統合する。
 - (3) 児童手当及び遺児手当については、現行のとおりとする。

- 3 子育て支援事業については、次のとおりとする。
 - (1) 留守家庭児童対策事業及び地域子育て支援センター事業については、現行のとおりとする。
 - (2) 幼児ことばの教室運営事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。開設場所は、真岡市子育て支援センター1か所とする。
 - (3) 民間児童館運営事業及び子どもの遊び場設置補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 4 要保護児童等対策事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 母子・父子家庭対策事業については、次のとおりとする。
 - (1) 母子及び寡婦福祉資金貸付並びに母子寡婦福祉会補助については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 二宮町の母子自立支援及び婦人相談事業並びに母子生活支援施設入所措置委託事業については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。
 - (3) ひとり親家庭医療費助成事業については、現行のとおりとする。
 - (4) 母子家庭自立支援給付金事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 三つ子の魂育成推進事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 7 縁組対策事業については、合併時は真岡市の制度に統一し、翌年度に二宮地区の相談員を委嘱する。

協議第48号 保育事業について

保育事業については、乳児保育や延長保育、一時保育など保育サービスの充実を図り、子どもを生み育てやすい環境整備を行っているが、新市でどのように事業を実施するか、また、新市の保育料を協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 公立保育所運営事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 2 民間保育所（園）運営委託事業については、次のとおりとする。
 - (1) 民間保育所（園）運営委託事業及び1歳児保育担当保育士増員費補助については、現行のとおりとする。
 - (2) 民間保育所（園）運営費補助については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (3) 私立保育所（園）施設整備補助については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (4) 調理員増員費補助については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 3 保育所（園）入・退所事務については、現行のとおりとする。
- 4 特別保育事業については、次のとおりとする。
 - (1) 乳児保育事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 障がい児保育事業及び保育所地域活動事業については、現行のとおりとする。
 - (3) 延長保育事業については、公立保育所は、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。私立保育所（園）は、現行のとおりとする。
 - (4) 私立保育所（園）の一時保育事業については、現行のとおりとし、物部保育所の一時保育事業については、合併時に廃止する。
 - (5) 休日保育事業及び乳幼児健康支援一時預かり事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

- 5 保育料については、次のとおりとする。
 - (1) 保育料及び保育料減免については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
 - (2) 第3子以降保育料免除事業については、現行のとおりとする。
- 6 民間育児サービス事業については、次のとおりとする。
 - (1) 民間育児サービス対策事業については、現行のとおりとする。
 - (2) 幼稚園併設型民間育児サービス支援事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 7 保育ママ育成事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。

協議第49号 ごみ処理事業について

ごみ処理事業については、ごみの収集運搬や分別方法、資源ごみ回収報奨金などを新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、次のとおり決定された。

- 1 一般廃棄物処理計画については、次のとおりとする。
 - (1) 一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、芳賀地区広域行政事務組合ごみ処理施設建設にあわせて策定する。
 - (2) 一般廃棄物処理実施計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において策定する。
- 2 ごみ処理事業については、次のとおりとする。
 - (1) ごみ収集運搬事業については、合併時は現行のとおりとし、芳賀地区広域行政事務組合ごみ処理施設建設にあわせて調整する。
 - (2) 資源ごみ回収報奨金及び売上還元金交付については、合併時は現行のとおりとし、新市において真岡市の制度を基準に速やかに調整する。

協議第50号 環境対策事業について

環境対策事業については、一斉清掃などによる生活環境の向上や衛生環境の整備、動物愛護事業などを実施しているが、新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに見直す。
- 2 市内一斉清掃については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 家庭雑排水の収集及び処分については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 4 市営墓地及び市(町)有墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 動物愛護事業については、次のとおりとする。
 - (1) 狂犬病予防注射事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 犬猫避妊手術補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 6 公害防止協定については、合併時に真岡市の制度に統一する。

協議第37号の2 新市基本計画について

新市基本計画については、第4回協議会で計画素案の協議を行ったが、栃木県との下協議を実施した結果などを受け、一部修正した内容での協議を行った。

協議の結果、原案のとおり新市基本計画素案を決定し、今後、住民の意見などを反映させた計画とするため、継続的に協議していくこととした。

◎ 報告事項

報告第4号 合併に関する住民説明会の実施について

新市基本計画の策定にあたって、住民の意見を取り入れた計画とするため、新市基本計画素案を地域住民に説明し、計画素案に対する意見を聴取すること、また、合併協定項目の協議状況などこれまでの協議経過を説明することで、合併に対する理解を深めてもらうことを目的に、3月13日から25日にかけて住民説明会を実施することが報告された。

平成20年 3月13日 ～ 3月25日	合併に関する住民説明会を開催 (真岡市会場 6カ所、二宮町会場 3カ所 計 9カ所) (新市基本計画・協議経過説明) 3月13日(木) 真岡市大内農業構造改善センター 3月14日(金) 真岡市山前農村環境改善センター 3月18日(火) 二宮町アグリセンター長沼 3月19日(水) 二宮町アグリセンター二宮 3月21日(金) 真岡市青年女性会館 3月23日(日) 真岡市青年女性会館 3月23日(日) 二宮町民会館 3月24日(月) 真岡市中村農村環境改善センター 3月25日(火) 真岡市公民館西分館 参加者数 延 377 人
------------------------	--

平成20年 3月19日 真岡市・二宮町合併協議会第6回幹事会開催

第6回

真岡市・二宮町合併協議会

平成20年 3月26日
(二宮町民会館)

◎ 議決事項

議案第5号 平成20年度真岡市・二宮町合併協議会事業計画について

平成20年度の協議会の事業計画が原案のとおり決定された。
なお、主な事業計画は次のとおりである。

合併協議会の開催

- ① 合併協定項目に関する協議
- ② 新市基本計画に関する協議
- ③ その他合併に関する協議

広報広聴活動

- ④ 協議会だよりの発行
- ⑤ ホームページによる情報提供
- ⑥ その他広報広聴に関する活動

議案第6号 平成20年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出予算について

平成20年度の協議会歳入歳出予算が原案のとおり決定された。
歳入、歳出の金額は3,340万円となった。

◎ 協議事項

協議第51号 消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについては、消防団の組織や消防団員に関する事項、消防団への支援などを新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 消防団については、合併時に統合し、合併後真岡市の組織を基準に段階的に再編する。
- 2 消防団員については次のとおりとする。
 - (1) 任免、服務等については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 消防団員の報酬等については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (3) 被服貸与については、合併時は現行のとおりとし、新市において段階的に統一する。
- 3 消防団運営支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
二宮町消防協会補助金については、合併時に廃止する。
- 4 消防団施設及び機械装備類については、現行のとお市新市に引き継ぐ。
消防団ポンプ車更新計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに新たな計画を策定する。

協議第52号 電算システム事業について

電算システム事業については、地域情報化の推進、個人情報保護とシステムのセキュリティ対策、また、各種事務事業の電算システムの統合などを新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 地域情報化計画については、合併時は真岡市の計画を基準に調整し、新市において速やかに真岡市テレトピア計画の地域指定の変更を行い、新たな地域情報化計画として真岡市テレトピア計画を見直す。
- 2 情報セキュリティポリシーについては、両市町の情報セキュリティポリシーを踏まえ、合併時まで新たに策定する。
- 3 電算システムについては、原則として合併時に統合する。

協議第53号 その他の事業について

その他の事業については、まちづくりの指針である総合計画を新市でどのように策定していくか、各種制度、選挙に係る投票区・投票所や期日前投票所を新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、次のとおり決定された。

- 1 総合計画については、合併後速やかに策定する。
- 2 行政改革大綱については、合併時に真岡市の大綱に統一する。
- 3 情報公開制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 4 個人情報保護制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 入札制度については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 6 投票区及び投票所については、現行のとおりとする。
ただし、期日前投票所については、合併時まで調整する。

協議第54号 その他の福祉事業について

その他の福祉事業については、民生委員児童委員関係事業、福祉タクシー事業や心配ごと相談等事業などを新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 民生委員児童委員関係事業については、次のとおりとする。
 - (1) 民生委員児童委員協議会については、合併時に真岡市の制度を基準に再編するよう働きかける。
 - (2) 社会福祉協力員及び社会福祉事務審議会並びに民生委員推薦会については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 災害見舞金及び災害弔慰金等支給事業については、次のとおりとする。
 - (1) 災害見舞金支給事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
 - (2) 災害弔慰金等支給事務については、現行のとおりとする。
- 3 地域福祉ネットワーク事業については、合併時に廃止する。
- 4 社会福祉協議会補助事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 5 福祉タクシー事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。
- 6 戦没者顕彰事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。ただし、実施時期及び会場については、現行のとおりとする。
- 7 真岡井頭温泉利用助成事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度を適用する。
- 8 心配ごと相談等事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

協議第55号 社会教育事業について

社会教育事業については、公民館や図書館などの運営管理の方法、各種講座や成人式などを新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、次のとおり決定された。

- 1 公民館等については、次のとおりとする。
 - (1) 真岡市公民館等の管理運営については、現行のとおりとし、二宮町の公民館等については、合併時に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (2) 公民館各種講座（教室）については、合併時は現行のとおりとし、合併の翌年度に真岡市の制度を基準に再編する。
 - (3) 真岡市公民館真岡西分館図書室の管理運営については、現行のとおりとし、二宮公民館図書室については、合併時まで調整する。
- 2 真岡市立図書館の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 二宮町青少年野外活動施設の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 二宮・鬼怒川水辺プラザ整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、具体的な整備計画については、新市において検討する。
- 5 成人式については、真岡市民会館で実施することとし、開催方法等については、新市において速やかに調整する。

協議第56号 男女共同参画事業について

男女共同参画事業については、男女共同参画社会の実現に向けた計画づくりや市民会議、海外研修事業などを新市でどのように実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

男女共同参画事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

なお、男女共同参画社会づくり計画については、合併時は現行のとおりとし、新市において速やかに見直す。

協議第57号 コミュニティ施策について

コミュニティ施策については、コミュニティ助成事業や花いっぱい運動などの地域公民館活動支援事業や建設等支援事業などを新市でどのように事業を実施するかを協議した。

協議の結果、全会一致で次のとおり決定された。

- 1 地域公民館活動支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 地域公民館建設等支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

平成20年 4月18日 真岡市・二宮町合併協議会第7回幹事会開催

第7回

真岡市・二宮町合併協議会

平成20年 4月25日
(真岡市青年女性会館)

◎ 報告事項

報告第5号 合併協議会規約に関する事項等の協議書の変更について

昨年9月25日に両市町長の間で協議を行い取り交わされた合併協議会規約に関する事項等の協議書について、協議会委員の変更によって、その一部を変更した結果が報告された。

報告第6号 協定項目以外の事務事業調整結果の報告について(その1)

両市町で実施している事務事業のうち、内部管理的なものや国・県との事務手続きに関する事業など、直接的に住民生活への影響が少ない事務事業の調整結果が報告された。

報告第7号 合併に関する住民説明会の実施結果について

3月に開催した合併に関する住民説明会の実施結果が報告された。

◎ 協議事項

協議第37号の3 新市基本計画について

新市基本計画については、第5回協議会で計画素案を決定し、住民の意見や要望を踏まえた計画とするため継続的に協議することとなっていた。

今回は、住民説明会などにおける計画素案に対する意見や要望の取り扱いについて説明が行われ、日本一のいちごに対する思いが感じ取れる意見やいちごは合併後の新市にとって有力な地域資源であることなどを踏まえた修正を行った。

この後は、栃木県との事前協議を実施し、その結果を踏まえて、合併協議会で新市基本計画案を決定するため、継続的に協議していった。

平成20年 5月14日 真岡市・二宮町合併協議会第8回幹事会開催

平成20年 5月23日 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算審査

平成20年 5月26日 真岡市・二宮町合併協議会第9回幹事会開催

平成20年 6月18日 真岡市・二宮町合併協議会第10回幹事会開催

第8回**真岡市・二宮町合併協議会**平成20年 6月25日
(真岡市青年女性会館)◎ **報告事項****報告第8号 合併協議会規約に関する事項等の協議書の変更について**

平成19年9月25日に両市町長の間で協議を行い取り交わされた合併協議会規約に関する事項等の協議書について、協議会委員の変更によって、その一部を変更した結果が報告された。

報告第9号 協定項目以外の事務事業調整結果の報告について(その2)

両市町で実施している事務事業のうち、内部管理的なものや国・県との事務手続きに関する事業など、直接的に住民生活への影響が少ない事務事業の調整結果が報告された。

また今回は、総務部会の425事業の報告が行われた。

◎ **協議事項****協議第37号の4 新市基本計画について**

新市基本計画については、第4回協議会で計画素案を提示し、合併協議会委員や住民の意見、栃木県との協議を踏まえて、これまで3回の協議を重ねてきた。

第8回協議会では、栃木県との事前協議を踏まえた新市基本計画案の協議を行い、文章表現などいくつかの修正を行い、全会一致で新市基本計画案を決定した。

平成20年 7月 9日 真岡市・二宮町合併協議会第11回幹事会開催

第9回**真岡市・二宮町合併協議会**平成20年 7月16日
(二宮町民会館)◎ **議決事項****議案第7号 平成19年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算について**

平成19年度の真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算について監査委員からの監査報告と併せて報告が行われ、原案のとおり承認された。

◎ **報告事項****報告第10号 協定項目以外の事務事業調整結果の報告について(その3)**

両市町で実施している事務事業のうち、内部管理的なものや国・県との事務手続きに関する事業など、直接的に住民生活への影響が少ない事務事業の調整結果が報告された。

今回は、保健福祉部会と産業環境部会の337事業の報告が行われた。

◎ **協議事項****協議第37号の5 新市基本計画について**

新市基本計画については、栃木県との協議の結果、栃木県の同意を得られたことが報告され、第8回協議会で決定された計画案をもって新市基本計画とすることが決定された。

協議第58号 合併協定書（案）について

合併協定書とは、これまで合併協議会で協議、決定してきた合併協定項目の調整内容を取りまとめたものである。

会議では、合併協定書の内容確認を行い、協定書の内容が決定された。

平成20年 8月 6日	真岡市・二宮町合併協定調印式
平成20年 8月18日	真岡市・二宮町合併協議会第12回幹事会開催

第10回

真岡市・二宮町合併協議会

平成20年 8月27日
(真岡市青年女性会館)

◎ 報告事項

報告第11号 合併協議会規約に関する事項等の協議書の変更について

平成19年9月25日に両市町長の間で協議を行い取り交わされた合併協議会規約に関する事項等の協議書について、協議会委員の変更によって、その一部を変更した結果が報告された。

報告第12号 協定項目以外の事務事業調整結果の報告について（その4）

両市町で実施している事務事業のうち、内部管理的なものや国・県との事務手続きに関する事業など、直接的に住民生活への影響が少ない事務事業の調整結果が報告された。

今回は、建設・水道部会と教育部会の337事業の報告が行われた。

報告第13号 今後のスケジュールについて

平成21年3月23日の新市誕生に向けた今後のスケジュールについて、報告が行われた。

報告第14号 合併関連議案について

両市町の議会に提出する合併関連議案や議決後の合併申請について、内容の説明が行われた。

平成20年 9月11日	二宮町議会合併（廃置分合）関連議案議決
平成20年 9月24日	真岡市議会合併（廃置分合）関連議案議決
平成20年 9月25日	財産処分、議会議員、農業委員会委員の定数及び任期に関する協議、協議内容の告示
平成20年 9月26日	両市町の社会福祉協議会の合併調印式
平成20年 9月29日	栃木県知事に合併申請書を提出（栃木県庁）

第11回

真岡市・二宮町合併協議会

平成20年10月22日
(二宮町民会館)

◎ 報告事項

報告第15号 協定項目に関する事務事業の調整又は再編結果について（その1）

合併協議会では、54の合併協定項目を設定し、住民のみなさんが行政サービスの違いによって混乱や大きな影響を受けることがないように、サービスの内容や負担水準の調整を図るための方針を協議、決定してきた。

これまで合併協定項目の調整内容が、「合併時に」あるいは「合併時までに」、「真岡市の制度を基準に調整する」あるいは「再編する」と決定していた項目について、その具体的な調整結果が報告された。

報告第16号 二宮町有施設等の名称について

二宮町が所有する施設等の合併時の名称が報告された。

報告第17号 合併協議会規約に関する事項等の協議書の変更について

平成19年9月25日に両市町長の間で協議を行い取り交わされた合併協議会規約に関する事項等の協議書について、協議会監査委員の変更によって、その一部を変更した結果が報告された。

第12回

真岡市・二宮町合併協議会

平成20年11月20日
(真岡市青年女性会館)

◎ 報告事項

報告第18号 協定項目に関する事務事業の調整又は再編結果について（その2）

合併協議会では、54の合併協定項目を設定し、住民のみなさんが行政サービスの違いによって混乱や大きな影響を受けることがないように、サービスの内容や負担水準の調整を図るための方針を協議、決定してきた。

これまで合併協定項目の調整内容が、「合併時に」あるいは「合併時までに」、「真岡市の制度を基準に調整する」あるいは「再編する」と決定していた項目について、その状況、調整内容等の報告がなされた。

第13回

真岡市・二宮町合併協議会

平成21年 2月17日
(二宮町民会館)

◎ 報告事項

報告第19号 協定項目に関する事務事業の調整又は再編結果について（その3）

これまで、合併協定項目の調整内容が、「合併時に」あるいは「合併時までに」、「真岡市の制度を基準に調整する」あるいは「再編する」と決定していた項目について報告がなされた。

報告第20号 合併に関する法定手続きの経過について

平成19年9月に、栃木県知事へ、真岡市と二宮町の合併申請をしたが、それ以降の法定手続きの経過について報告された。

報告第21号 真岡市・二宮町合併協議会の廃止について

総務大臣により合併の告示がなされたことに伴い、真岡市・二宮町合併協議会は、合併期日である平成21年3月23日の前日に廃止となる。

廃止に伴い、次の事項が報告された。

- 1 真岡市・二宮町合併協議会の廃止年月日
平成21年3月22日

2 廃止に伴う合併協議会の決算の取扱いについて

- (1) 協議会の決算については、協議会規約第16条の規定を準用し、協議会の廃止の日をもって打ち切り、会長であった者が決算を行うものとする。協議会廃止に伴う決算の審査については、合併後に真岡市の監査委員の審査に付し、審査の結果を真岡市長及び協議会の廃止時に協議会委員であった者に報告するものとする。
- (2) 決算により生じた剰余金については、合併後の真岡市に帰属するものとする。

報告第22号 真岡市・二宮町合併協議会事業報告について

平成19年10月の合併協議会設置から、廃止に至るまで、合併協議会で実施してきた事業について報告された。

報告第23号 平成20年度真岡市・二宮町合併協議会歳入歳出決算見込みについて

合併協議会の決算について、協議会の廃止の日である3月22日をもって打ち切ることとなり、正式な決算認定ができないため、それにかわるものとして、現時点での決算の見込みと、平成20年度の経理の状況が報告された。